

研究結果報告書

日本における事故の刑事責任についての考察：台湾への示唆

所属：輔仁大学 法律学院 財經法律学科

役職：助理教授

氏名：林 琬珊

日本における事故の刑事責任についての考察——台湾への示唆

研究の目的および研究のための活動内容

本研究は、近年、台湾における重大事故をきっかけに、国民の生活安全ないし法益保護を目的に、事故の適切な対応策と妥当な法的問責を検討しようとするものである。研究目的を達成するため、日本で研究資料を収集し、台湾の重大事故の判例の判断枠組みを分析していた。本研究の成果は以下の通りである。

研究成果

第一に、台湾における重大事故の判例の判断枠組みを分析した。まず、過失行為は注意義務違反によって捉えられており、故意犯のような、結果発生の実質的で許されない危険を備わらなくても過失が認められる場合がある。その結果、故意犯の実行行為は一定の危険性を有しているのに対し、過失犯の実行行為の危険性は稀薄である。実行行為は結果発生危険性を有する行為ということとは、故意犯と過失犯とは共通していないことになる。次に、このような実行行為は、危険性が低く、結果から遠く離れているため、多くの場合に、行為から結果発生まで、何年も経過していたことがある。予見可能性を如何に認定するかは大きな問題である。また、（安全体制確立義務違反などの）過失行為があるが、結果との間に故意犯が介在した場合に、実務上、過失行為を追訴しない事例がある。そして、複数の過失行為が重なって重大な死傷結果が生じた事例において、行為の危険性の有無を問わず一律に過失犯の成立を認めることが多くある。以上のように、日本と台湾の判断枠組みに異同が見られるが、過失犯の問責について理論的な問題が存在し、引き続き研究する必要がある。

第二に、日本の事故解決方法ないし再発防止策を考察した。まず、事故が起こった後、司法の問責や行政の調査が事故の原因究明と再発防止に携わっていた。問責が必要であるが、事故関係者は責任を回避・転嫁する傾向があり、その結果、事故原因の究明と同種事故の再発防止には、刑事司法の介入が不利になる場合がある。次に、再発の防止責任は、刑事司法にではなく、行政にあること。すなわち、国家および地方自治体の行政において、医療事件、製造物責任、及び、場所やイベントの安全管理・群集事故などの各場面において、必要な安全体制・対策を整え、関係条例・規則を制定する責任がある。事故の再発防止のためには、事前審査と事中・事後監督管理はすべて不可欠である。そして、このことは事後処理のみに適している刑事司法にはできないことである。

今後の課題・展望

実務上、被害の重大性から、無理やりに刑事責任で処理することが見受けられている。近年、刑事立法においても厳罰化する傾向が見られる。しかし、事故を刑事責任で処理するのでは、事故の発生を防止することはできない。本当の責任の所在は、国家および地方自治体の行政にある。人間社会の進歩は、事故、失敗、死亡や挫折に伴ってきたとはいえ、事前に安全体制を整備することによって、一定程度の事故防止効果が期待できるはずである。国家および地方自治体の行政が責任を持って対策・体制の整備することは、事故発生防止のための取組みの第一歩になる。

研究成果の公表について

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

投稿準備中

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)